○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年五月十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一五五	二四、二〇	田島　照久
四一五六	二四、二〇	佐藤　祐作
四一五七	二四、二〇	中田　貴美
四一五八	二四、二〇	大野　曜
四一五九	二四、二〇	堺屋　武
四一六〇	二四、二〇	小野　好信

○厚生労働省告示第三百五十五号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号）第百八十四条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定める。

平成二十四年五月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　平成二十四年三月十一日から平成二十五年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第百八十四条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号。以下「規程」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

二　平成二十四年三月十一日から平成二十九年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る規程第九条の規定における既発生未報告支払備金積立所要額及び共済金等の支払額については、東日本大震災による災害に係る額を控除できるものとする。

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字押沢口二九六八の一、二九六九の一、二九九五の一（次の図に示す部分に限る。）、二九九五の二、字才ノ神二九七〇の一、字出口二九七一の一、二九七四の一、二九七五、二九七七、二九七八の一、二九七八の二、二九八二、字南沢口二九七九のイ、二九七九のロ、二九七九のハ、二九八〇、字太鼓免二九八一、字柳持免二九八三のハ、字田ノ入二九八四の一・二九八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇〇〇の一、三〇〇〇の二、三〇二五、三〇二六、三〇二八、三〇二九、三〇三〇の三、三〇三一、三〇三三八・字大中尾三〇三九から三〇四一まで・字子持平三〇四二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇四二の二、字小北沢三〇七三から三〇七五まで、三〇八二、三〇九〇の一、三〇九〇の二、三〇九一の一から三〇九一の三まで、三〇九二の一、三〇九二の二、三〇九三のイ、三〇九三のロ、字日向三〇九五の一、三〇九五のロ、三〇九六、字日向沢三〇九七、字南沢三一〇一、三一〇二、三一〇四から三一〇六まで、三一〇七のイ、三一〇七のロ、三一〇八、三一一〇、三一一二、字家前三一〇九、字家ノ上三一一一、字北沢口三一二、三一一四、字上平三一七八、字小平口三一七九から三一八一まで、三一八二一、三一八三一、字むじな窪三一九三の一、三一九三の二、字墓西三一九五、字家ノ下三一九八、字北沢三一九九の一、三一九九の二、三二〇〇、三二二三、字秋葉山三二八の一、三二八の二、三二三〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町原口字尾路奥七五五の三、字猪ノ谷七五八、七七四、字峪田八一四の一、八一四の二、八一五、八一八の一、八二〇、八四六、八四九、八五二、八五三、八六〇、字山神上八一七の一、字北谷八二五、八三九、八四〇、字原八五〇の一、加茂町倉見字サカイケ谷九八五、字源六谷一〇〇二の五、一〇〇二の二七、一〇〇二の三四、一〇〇二の三五、一〇〇二の四一、一〇〇二の六六、久米郡久米南町下弓削字龍王山二一一二の一、二一一二の二、二一一三の一、二一一三の二、二一一四の一、二一一四の二、二一一七の一、二一三八の一、字高辻二一二〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市吉見字柳原一四八二、一四八三の一、一四八六、一四八七、字大木畑一四九五から一五〇一まで、一五〇二の一、一五〇二の三、一五一三、字深峪一五〇四、字深峪一五〇五、字ハイズリ一五二一の七、英田郡西粟倉村大字影石字大団一五〇二、字家ノ上へ一五一六の一、一五一七の一、一五一七の三、一五一八の一、一五一八の四、一五一八の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大木畑一四九八・字深峪一五〇四・字家ノ上へ一五一六の一・一五一八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び西粟倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）